

福岡県公報

平成18年8月4日
第2566号

目次

告示(第1467号-第1499号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	7
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	8

○廃川敷地等の発生	(河川課)	8
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	8
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	10
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	12

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	12
------------------	---------	----

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(教育庁義務教育課)	13
---	------------	----

告 示

福岡県告示第1467号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字岐志字岩野1503番1及び1503番15
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区百道三丁目9番20号

工藤 二郎

福岡県告示第1468号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字松隈167-4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区西新2丁目14-13
林 嘉文

福岡県告示第1469号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字芥屋浜口3739
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町道善1丁目116
藤 栄次郎

福岡県告示第1470号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字久泉字上牟田994番2、995番9、995番10、同字鳥越745番5、746番7、746番17、746番18、及び746番20から746番25まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市藤山町1651番地

江口車輛販売株式会社 代表取締役 江口 信夫

福岡県告示第1471号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年5月11日農林水産省告示第663号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1472号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市南風台3丁目23番から32番まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号

ミサワホーム九州株式会社 代表取締役 田代 久幸

福岡県告示第1473号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字朝附8053の4、8053の6、8053の9、8053の20、8070、8071、8074、8077、8079、8082の3、8083の1、8083の3、8083の9、8084、8087の1から8087の4まで、8090、8091、8092の2、8109、8110の1、8111の1、字釧持向8113の1、8143、8148、8149の1、8153、8154、8156の1、8156の3、8157、8159、8162の2から8162の7まで、8163の2、8164、8167、8169の4から8169の7まで、8169の9、8170の2、8172、8173、字烏帽子岩8213の10、8213の11、8243、8244の1、8244の2、8245、8246、8248、8249の6、8249の7、8249の22、8252、8254の1、8271、8272

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1474号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字吉野迫9642の4、9642の7から9642の9まで、9642の13、9643の2、9643の7から9643の9まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1475号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字大淵字餅打3524の1、3526の1、字甘樫8275の1、8275の3から8275の5まで、8276から8278まで、字天神山8286の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字甘樫8275の1、8275の3から8275の5まで、8276から8278まで、字餅打3524の1、3526の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1476号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
八女郡上陽町大字北川内字真名子3873の3、3877、3879、3880の1、3880の2、3961の2、3961の1（次の図に示す部分に限る。）、大字久木原字宮ノ本275・279（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1477号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
八女郡矢部村大字矢部字トフグ谷2490の1、字藪ノ上2500の2、2505の4、字梅木平2555の7、字城平2905、2906、字惣実3834の7、3834の8、3929の2、3930の1から3930の3まで、3931の1、3931の3

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トフグ谷2490の1・字城平2906（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字惣実3930の1、3931の1・字梅木平2555の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1478号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字北大淵字山ノ本7238の1、7239の2、7240、7245の1、7245の2、7246、7247、7256の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1479号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字北大淵字碗焼6273の6、6287、6288の1、6289の1、6289の2、6293から6295まで、6298

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1480号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字梅木平2555の7

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字梅木平2555の7（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1481号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡矢部村大字矢部字トフグ谷2490の1、字藪ノ上2500の2、2505の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トフグ谷2490の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1482号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡矢部村大字矢部字城平2905、2906
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城平2906（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1483号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字惣実3834の7、3834の8、3929の2、3930の1から3930の3まで、3931の1、3931の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字惣実3930の1・3931の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1484号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字谷頭9704の1、9706、9707の1、9708、9709の1、9709の2、9711の1、9712、9714から9716まで、9717の3、9718の1、9718の2、9729

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷頭9706、9707の1、9708・9709の1・9711の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1485号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字大休839の29、上秋月字松丸609の7、609の9から609の29まで、609の51、字恵良634の1から634の3まで、634の5から634の7まで、634の9から634の26まで、634の28から634の34まで、634の38、634の42、634の44、634の46、634の48、634の51、634の53、634の56、634の58、634の60、634の62、634の64、663の1、

665、673の1、674の1、680の1、686の1、687の1、706の1、706の2、黒川字廣蔵11

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1486号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第461号	古賀友行	朝倉市三奈木2059	種穂苗木	古賀種苗園	朝倉市三奈木

福岡県告示第1487号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県柳川土木事務所に備え置いて縦覧に

供する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

矢部川水系待居川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成18年6月14日

3 廃川敷地等の位置

山門郡山川町大字甲田1124番1地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

362.00㎡

福岡県告示第1488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字落合 (榊田落合地区・落合上換地区)	平成18年7月26日

福岡県告示第1489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年5月22日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
田川郡香春町大字香春 (五徳地区)	換地計画書の写し	平成18年8月4日から 平成18年9月1日まで	香春町役場

福岡県告示第1490号

大川東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
宮 原 勇 夫	大川市大字中木室1077番地
山 田 満 男	〃 大字下木佐木320番地 1
宮 原 年 秀	〃 〃 150番地 2
田 中 孝 幸	〃 大字下牟田口651番地
田 中 光 雄	〃 〃 266番地 1
野 口 利 美	〃 〃 1562番地

2 就任理事

氏 名	住 所
宮 原 充 實	大川市大字中木室595番地
宮 原 洋	〃 大字下木佐木153番地
柿 添 英 幸	〃 〃 293番地
田 中 重 行	〃 大字下牟田口622番地
田 中 淳 實	〃 〃 436番地 1
田 中 光 雄	〃 〃 266番地 1
野 口 由 則	〃 〃 1685・1686番地, 1

野 口 猛 則	〃 〃	1673番地
---------	-----	--------

福岡県告示第1491号

元永土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
村 上 正 直	行橋市大字津留181番地
川 口 陸 夫	〃 大字元永176番地
松 下 勉	〃 大字辻垣455番地 1
井 藤 了 輔	〃 大字今井2044番地
西 頭 由 知	〃 大字真菰1846番地 3
國 永 忠 士	〃 大字津留781番地
則 松 定 市	〃 〃 788番地
國 永 義 文	〃 〃 82番地 2
西 頭 一 夫	〃 大字元永649番地
宮 崎 一 之	〃 〃 691番地 3
東 岡 信 次	〃 大字高瀬929番地 1
金 澤 正 久	〃 大字馬場193番地
七 楽 康 弘	〃 〃 255番地 1
刀 禰 三 郎	〃 大字高瀬296番地 1
平 原 重 義	〃 〃 566番地
中 江 廣 昭	〃 〃 93番地 6
坪 禰 宏 昭	〃 〃 425番地 1
山 口 巖	〃 大字辻垣504番地 2

2 退任監事

氏名	住所
吉松 勇	行橋市大字津留806番地2
角田 義彦	〃 大字元永571番地
大地 春実	〃 大字高瀬346番地2
廣門 常生	〃 大字辻垣264番地1

3 就任理事

氏名	住所
川口 陸夫	行橋市大字元永176番地
宮崎 一之	〃 〃 691番地3
中江 廣昭	〃 大字高瀬93番地6
則松 定市	〃 大字津留788番地
金澤 槌男	〃 大字馬場282番地
井藤 了輔	〃 大字今井2044番地
西頭 由知	〃 大字真菰1846番地3
村上 憲太郎	〃 大字津留176番地
國永 義文	〃 〃 82番地2
中江 敏夫	〃 〃 160番地1
西頭 一夫	〃 大字元永649番地
岡村 孝文	〃 大字真菰1944番地2
東岡 信次	〃 大字高瀬929番地1
中村 正治	〃 大字馬場232番地1
七樂 康弘	〃 〃 255番地1
刀禰 三郎	〃 大字高瀬296番地1
平原 重義	〃 〃 566番地
坪禰 宏昭	〃 〃 425番地1
松下 勉	〃 大字辻垣455番地1
山口 巖	〃 〃 504番地2

4 就任監事

氏名	住所
角田 義彦	行橋市大字元永571番地
吉松 勇	〃 大字津留806番地2
廣門 常生	〃 大字辻垣264番地1
平原 新治	〃 大字馬場491番地1

福岡県告示第1492号

岩屋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
藤尾 雅宏	豊前市大字篠瀬627番地

2 就任理事

氏名	住所
畑 康穂	豊前市大字宇島118番地2
野中 清重	〃 大字篠瀬502番地

福岡県告示第1493号

大河内土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
松中 譲	豊前市大字大河内884番地1

福岡県告示第1494号

東下土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中野 隆司	築上郡上毛町大字土佐井333番地1
原岡 稔	〃 〃 大字西友枝2158番地

2 就任理事

氏名	住所
島 宜章	築上郡上毛町大字土佐井1146番地
小川 一昭	〃 〃 〃 240番地1

福岡県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	柳川市三橋町柳河230番4先から 同市三橋町柳河232番14先まで	4.6 ～ 6.0	119.5

柳川	県道	柳川線 築後	後	同上	4.6 ～ 6.0	119.5
			後	同上	7.2 ～ 21.0	

福岡県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	柳川線 築後	柳川市三橋町柳河230番4先から 同市三橋町柳河232番14先まで

福岡県告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

宗 像 県 道	大島循環線	前	宗像市大島1289番先から 同市大島1143番 4 先まで	4.8 ～ 54.0	987.0
		前	同上	7.0 ～ 78.2	2910.5
		後	同上	4.8 ～ 54.0	987.0
		後	同上	7.0 ～ 78.2	2910.5

福岡県告示第1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗 像	大島循環線	宗像市大島45番 1 先から 同市大島721番 1 先まで

福岡県告示第1499号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人障がい者YYくらぶ

(2) 代表者の氏名

吉田 博恵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡芦屋町祇園町2番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、余暇活動支援や障害者自立支援法に基づく事業等を行い、充実した生活に寄与することを目的とする。

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

(1) 小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 小郡都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年8月31日 午後7時から9時まで

(2) 場所

小郡市役所 北別館 2 階大会議室（小郡市小郡255-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 土地利用に関する方針

(イ) 都市施設の整備に関する方針

(2) 小郡都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(3) 閲覧

同案については、平成18年8月4日から8月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年8月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることもある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又

は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

雑 報

福岡県立学校教育振興計画審議会公告

福岡県立学校教育振興計画に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成18年8月4日

福岡県立学校教育振興計画審議会会長 迎 静 雄

第1 意見募集の対象となる答申案

福岡県における今後の特別支援教育の在り方についての答申案

第2 答申案の要旨

I 特別支援教育の現状と課題

1 国における動向

2 本県における現状と課題

(1) 盲学校

(2) 聾学校

(3) 知的障害養護学校

(4) 肢体不自由養護学校

(5) 病弱養護学校

(6) 小・中学校等

II 本県における特別支援教育の基本的な考え方

1 基本的理念

2 基本的取組の方向性

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

- (2) 適切な教育の場と教育環境の整備
- (3) 地域における教育的支援の充実
- (4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上
- Ⅲ 特別支援教育に対応した県立盲・聾・養護学校の在り方
 - 1 新たな学校制度への転換
 - 2 本県における特別支援学校の在り方
 - (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進
 - ア 障害の状態に応じた指導の充実
 - イ 教育の一貫性・継続性の確保
 - ウ 多様な進路に対応した教育の充実
 - (2) 適切な教育の場と教育環境の整備
 - ア 整備の基本的な考え方
 - イ 具体的な整備の在り方
 - (ア) 知的障害の児童生徒の受入体制の整備
 - (イ) 肢体不自由教育の場の整備
 - (ウ) 盲学校・聾学校・病弱養護学校の小規模化への対応
 - (3) 地域における教育的支援の充実
 - ア 特別支援教育のセンター的機能の充実
 - イ 校内体制の整備
 - ウ 理解啓発の推進
 - (4) 教員の資質能力及び学校の専門性の向上
 - ア 求められる専門性の内容
 - イ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
 - ウ 研修システムや校内体制等の整備
 - (5) その他必要な方策
 - ア 障害の重度・重複化に伴う課題への対応
 - イ 交流及び共同学習の推進
 - ウ 寄宿舎の見直し
 - エ 通学バスの整備

第3 答申案の閲覧場所等

- 1 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁内）
- 2 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
- 3 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- 4 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- 5 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- 6 福岡県教育委員会のホームページ（福岡県のホームページ内）

（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/kyoiku_index.html）

第4 意見書の提出期間

平成18年8月4日（金）から平成18年8月21日（月）まで（必着）

第5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。

第6 意見書の提出先

福岡県教育庁教育振興部義務教育課

（住所）〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3912

（電子メール）kgikyo@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ）092-643-3931

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
項目 （〇〇について）	

意見

理由

備考

記入上の注意

- 1 意見は、できる限り1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
印刷 株式会社エッセイ

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)